

2020年度供給計画の概要について（電源開発計画）

当社は、電気事業法の規定および電力広域的運営推進機関（広域機関）の送配電等業務指針の規定に基づき、「発電事業」および「小売電気事業」の2020年度供給計画届出書を、広域機関に提出しております。

2020年度供給計画では、既設の東新潟4-1号系列に、廃止済の緊急設置電源（秋田5号、東新潟5号）のガスタービンを転用することにより、同系列の出力増を図ることといたしました。

一方、今後の需要の見通しなどを踏まえ、競争力強化を目的に、環境性や経済効率性の低い経年火力である東新潟港1号、同港2号を長期計画停止[※]することとしたほか、前回計画にて長期計画停止としていた秋田2号を廃止することといたしました。

また、小規模水力である東山発電所の廃止計画ならびに佐渡島における電源計画について見直しております。

2020年度供給計画における電源開発計画の概要は、別紙のとおりです。

以 上

※長期計画停止

中長期的な需給状況などを踏まえ、当面の間、稼働する見通しが無い発電設備を計画的に停止すること。

【参考】供給計画

- 供給計画は、今後10年間の電力需要の見通しや電力需給の計画等を取りまとめたもので、電気事業法第29条に基づき、計画対象年度の前年度末までに、広域機関を経由して経済産業大臣に届出を行うことが求められております。
- また、小売全面自由化が実施された2016年4月1日以降は、発電・小売・送配電の電気事業者毎（ライセンス毎）に届出を行うこととなっております。
- 広域機関の送配電等業務指針第9条に基づき、発電・小売ライセンスは3月1日までに、送配電ライセンスは3月25日までに供給計画届出書を広域機関に提出することが求められております。

（別紙）2020年度供給計画における電源開発計画の概要